

## 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業について

平成21年4月28日健発第0428001号

各都道府県知事宛

厚生労働省健康局長通知

一部改正 平成23年3月30日健発0330第2号

各都道府県知事、政令指定都市市長、

中核市市長宛

厚生労働省健康局長通知

## 別紙

### 慢性腎臓病（CKD）特別対策事業実施要綱

#### 1 目的

慢性腎臓病（CKD）は、生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、腎機能異常が軽度であれば、適切な治療を行うことにより進行を予防することが可能である。

しかし、CKDに対する社会的な認知度は低く、腎機能異常に気づいていない潜在的なCKD患者が多数存在すると推測され、医療現場においても見過ごされがちである。

また、すべてのCKD患者に腎臓専門医が対応することは困難であり、患者の多くが受診するかかりつけ医の資質向上やコメディカル等の人材育成が必要である。

そこで、地域における講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修等を実施することにより、広くCKDに関する正しい知識の普及、CKD対策に必要な人材の育成等を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営できると認められる団体に委託することができるものとする。

#### 3 実施事業

都道府県等は、CKDに関する正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等、地域におけるCKD対策を推進するため、医師会、

腎臓病に関する専門医、関係市区町村や保健所等の関係者によって構成される連絡協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同様の組織がある場合は、これを活用して差し支えない。

都道府県等は、連絡協議会の意見を勘案しつつ、以下の事業を行うものとする。

- ① 患者等一般向けの講演会等の開催
- ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
- ③ CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
- ④ 事業実施の評価

#### 4 事業実施上の留意事項

- (1) 都道府県等は、地域の実情や患者等の意向等を踏まえ、医師会等の関係団体、関係学会、関係行政機関等と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努めること。
- (2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導すること。
- (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとする。

#### 5 成果の報告

都道府県等は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、各事業の実施成果を報告するものとする。

#### 6 国の補助

国は、都道府県等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出した経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

# ○慢性の痛み対策について（概要）

『今後の慢性の痛み対策について（提言）』より抜粋

## 1. 慢性の痛みに関する現状

- ・痛みは主観的な体験の表現であるために、客観的な評価が困難であり、標準的な評価法や診断法が未確立であるうえ、診療体制も十分整っていない。
- ・慢性の痛みは患者の生活の質を著しく低下させ、就労困難を招く等、社会的損失が大きいとされる。
- ・受療頻度の高い上位5疾病に腰痛症、肩こり症が含まれ、頻度の高い自覚症状の上位には、各部位の痛みが多い（平成19年国民生活基礎調査より）。

## 2. 慢性の痛みの医療を取り巻く課題

### （1）痛みを対象とした医療体制

- ・治療に抵抗性をしめず慢性の痛みの診療に対して、必ずしも適切な治療が選択されているとは言い難い。
- ・痛みを専門とする診療体制や、そのために必要な制度、人材育成・教育体制も十分に整備されていない。

### （2）痛みに関する正しい情報の提供

- ・慢性の痛みに関する診断、治療法等の情報が科学的根拠に基づいて整理されていない。
- ・専門医師、一般医師、医療従事者、患者において、痛みやその診療に対する共通した認識がもたれていない。

### （3）難治性の痛みへの対策

- ・難治性の痛みには、様々な疾患による痛みが存在するが、病態が十分に解明されていないために、診断や治療が困難である。

### （4）臨床現場における問題点の解消

- ・諸外国において有効性が確立されているが、国内では適応がないために保険適用されていない薬剤が多いとの指摘がある。
- ・有効性が乏しいとされる従来通りの鎮痛薬投与などによる治療が、今でも実施されているとの報告がある。

### 3. 今後、必要とされる対策

#### (1) 医療体制の構築

- ・ ガイドラインの作成等による、一般医や専門医の痛みに対する診療レベルの向上。
- ・ 関係する診療各科、各職種が連携して治療に当たるチーム医療の形成。
- ・ 医療従事者の役割分担や連携方法の明確化と育成。

#### (2) 教育、普及・啓発

- ・ 医療者の育成（医師、看護師、介護士等）。
- ・ 患者の慢性の痛みの受容。
- ・ 患者の周りにいる一般の国民への啓発。

#### (3) 情報提供、相談体制

- ・ 痛みに関する情報を科学的根拠に基づいて整理し、最新の正確な情報を発信。
- ・ 社会全体で痛みに向き合うような働きかけ。

#### (4) 調査・研究

- ・ 慢性の痛みの頻度、その種類、現行の対応、治療の有効性等の現状把握。
- ・ 痛みの評価法やチーム医療を行ううえで有用となる手法の開発。
- ・ 難治性の痛みの病態解明・診断方法の開発。
- ・ 新規治療薬や治療法の開発。
- ・ 治療ガイドライン等の策定、教育資材の開発。